

《再開、会議》

◇議長 西田 時雄

本日の出席議員数は、10名であります。  
よって、会議の定足数に達しております  
ので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

《一般質問、答弁》

◇議長 西田 時雄

日程第1、一般質問を行います。  
発言の通告が参っておりますので、順次  
発言を許可します。

3番 中村勝巳君。

◇3番 中村勝巳

はい、議長。

おはようございます。日本には美しい四季があります。白い冬を越えると、待ち遠しい緑の春が毎年必ず巡ってきます。もうすぐ芽吹きするとき、そして躍動の陽春を迎える季節となります。それでは、3月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、分割質問方式により、2点についてお尋ねします。

1点目は、高齢者の補聴器購入助成についてです。令和4年6月議会において、山村議員が補聴器購入助成について質問され、町側からは事業化の予定はないとの答弁でした。その2年後に社会情勢は大きく動き始めました。国の指針となる高齢社会対策大綱の24年改定において、加齢による難聴等への対応を、がんや認知症と並ぶ健康福祉分野の基本的施策に据えられました。その状況を踏まえ、再度質問を行いたいと思います。加齢による難聴は、今や65歳から

74歳の2人から3人に1人。80歳代では7割から8割になると言われています。その多くは加齢による変化で、誰もが辿る道であります。日本疫学会の報告でも、認知症要因となる予防対策が最も高い割合を占めています。予防対策として、補聴器使用が有効であり、聞こえを補えば脳の活動量が活性化され、認知症を予防することができるのです。国として、加齢による難聴は日常生活や社会参加の範囲を狭め、フレイル、心身の虚弱や認知症のリスクが高まるとの見解を示しておりますし、傍聴に行きました今年1月の県議会一般質問でも、現職知事は、高齢者の補聴器購入費の助成制度創設に前向きな姿勢を示し、助成を検討する市町があれば、県としても支援をしていくと述べております。先日行われた知事選の重点政策にも明記されています。県内において、18歳以上への補聴器購入助成を行っている市町は、現在はない状況であります。

そこでお尋ねします。高市総理も挑戦しない国に未来はない。守るだけでは希望は生まれれないという言葉の通り、挑戦するキッと光るまちとして、他の18市町に先駆けて、高齢者への補聴器購入の助成を行ってはどうか、町当局の考えを伺います。

◇議長 西田 時雄

福祉課長 深堀由起子君。

◇福祉課長 深堀由起子

はい、議長。

お答え致します。町での補聴器購入の助成状況は、軽度中等度の聴覚障害がある18歳までの難聴児と身体障害者手帳の交付者

に障害者自立支援給付費として負担しております。議員ご指摘の通り、国は加齢による難聴は、生活や社会参加の範囲を狭め、フレイルや認知症等のリスクを高める要因となり得る等、高齢期の生活に及ぼす影響が大きいとの見解を示しております。又、高齢者の割合が大きくなる中で、持続可能な社会を築いていくための取り組みを示す高齢社会対策大綱の基本的施策である。加齢による難聴等への対応には、地域や職場での正しい知識の普及により、社会全体で難聴への理解を深めることや、身体機能の認知機能の状態に関わらず、生活しやすい環境整備を図ること等が示されており、補聴器については、購入に際して消費者トラブルが報告されていることを踏まえ、質の高い補聴器販売者の養成等を図る取組みを推進するとされております。一方で、高齢の難聴者が補聴器を使用することで会話が改善され、脳の活動量が活性化し、社会参加の意欲向上に繋がることも事実であります。そこで川北町では、高齢者の補聴器購入助成事業への検討も含め、国が示している難聴への正しい知識の普及等にも取り組み、健康で自立した生活が送れる健康寿命の延伸に繋げてまいることを申し上げ、答弁と致します。

◇3番 中村勝巳  
議長、3番。

◇議長 西田 時雄  
3番 中村勝巳君。

◇3番 中村勝巳

はい、議長。

検討よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目は、冬季間のスクールバス運行についてです。令和5年6月議会において、山先議員が冬場の積雪時における中学生の自転車通学の登下校について質問され、町側の答弁は町PTA連合会からのバスの運行要望を受けており、具体的な多くの課題について検討するとのことでした。あれから3年、特に検討策が示されていませんし、毎年冬の期間が訪れます。雪だけではなく風雨の日は寒く、生徒たちは自転車通学が億劫になり、親や祖父母への依頼が大きくなります。共働き家庭も多く、朝夕の送り迎えが大変な重荷になっています。中学校の朝夕の自家用車通学は当たり前的手段ではないと捉えて再度質問致します。

毎年1月に我が区の女性協議会の総会が行われ、私は議員として区長とともに招かれ、ご挨拶をさせて頂いております。女性協議会の皆さんは、子育て世代の方がほとんどで、保育幼児、小学生から高校生までを育てられている世代が中心です。挨拶の後での質疑応答では、例年の如く、中学校の送り迎えや高校生の近隣駅までの送迎を行政側でできないかとの質問をされてきます。町の地域性から子育て生活を営む上で、送迎手段の負担軽減が重要課題であることを十分に理解できます。このことは、橘区に限らず、子育てされる家庭においても、切実な思いだと考えます。中学生には、放課後に校外に集まる場所も当町にはほとんどなく、親の迎え時間に合わせて、徒に学校に残っていなければなりません。子育て世代の負担軽減を考えて、12月から2月までの3ヶ月

間、まずは帰宅時間帯に冬期間限定スクールバスを1時間単位で東西に数便運航することで、子育て支援に通ずるものではないでしょうか。

そこでお尋ねします。高市総理の言葉を再度引用させて頂きますが、挑戦しない町に未来はない。現状維持は衰退との観点からは、挑戦する町として、次年度の冬より冬期間限定スクールバスを運行してはどうか。町当局のお考えを伺います。

◇議長 西田 時雄

教育長 西田誠一君。

◇教育長 西田誠一

はい議長。

お答え致します。期間に限らず、登下校における最優先事項は、児童生徒の安全確保であるというふうに認識しております。これまでも令和5年6月議会で答弁した通り、台風時や冬季の降雪状況等に応じ、始・終業時間の変更や臨時休校の措置を講ずる等、安全第一を大原則として対応してまいりました。今後もこの方針は堅持してまいり所存でございます。一方で冬季間の降雪量が多い日等における町職員によるバスの運行につきましては、専門的な運転技術や安全管理体制の確保という観点から現状では対応が難しい状況にもあります。

さて、議員ご指摘の通り、昨今は社会環境の変化に伴い、通学の形態も多様化しております。本来、登下校の安全確保は教育委員会、学校・家庭、そして地域が一体となって取り組むべき重要な課題でございます。現状、多くの保護者の皆様が通学路の

状況やお子様の安全を深く案じられ、日々送迎という形で多大なご協力を頂いているものと認識しております。こうした中、特に冬期間における遠方地区の通学負担や安全確保については要望を頂いており、行政としても重く受けとめているところでございます。今年度、登校時に既存のスクールバスを活用できないか、学校側とも具体的な協議を行いました。今回は、始業時間との調整がつかず、実施を見送ることとなりましたが、来年度に向け改めて検討を継続してまいります。議員ご指摘の帰宅時間帯の運行についても併せ、学校や関係機関と慎重に協議、検討を進めてまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、答弁と致します。

◇議長 西田 時雄

6番 窪田 博君。

◇6番 窪田 博

はい議長。

3月議会定例会において一般質問の機会を頂きましたので、2点について、分割質問方式によりお伺いします。

1点目は町内の外国人の現状と交流についてであります。先の国政選挙において、与野党で外国人政策を巡っても論戦がございました。報道によりますと、少子高齢化を背景に人手不足は深刻化し、外国人労働力を頼みの綱とする日本経済の実情が浮き彫りとなり、外国人労働者が13年連続で過去最多を更新したとのこと。又、2025年10月末時点での外国人労働者は前年から11.7%増の257万人で、国籍別ではベト

ナムの23.6%、そして働いている業種別では、製造業が最も多く23.7%を占めているとのことでした。又、石川県の外国人労働者は前年から12.1%増の1万6,922人で、製造業が39.2%と報じられております。ところで最近、私の周辺の事業所においても、朝夕に数人の若い外国人の方が自転車で通勤されている姿を見受けられます。そのとき、彼ら若い外国人の方々は、町内のどこでどのような生活を送っておられるのでしょうか、と、ふと思いました。そこで町内に外国人が、国別や年齢層でどれくらいの方がおられるのでしょうか。わかる範囲で現状について、まず伺いたいと思います。又、町内の外国人と町民との交流についてでございますが、町教育委員会の令和6年度の報告書の中で、日本語教室なでしこ日本語ひろばを年10回開催したとの報告がございましたが、当該教室の開催趣旨、又、具体的にどのような内容で、どのような方が参加されているのでしょうか伺います。今、国では、外国人と秩序ある共生を掲げた政策を進めようとしておりますが、地方自治体の一助として、町内におられる。外国人と町民とが気軽に触れ合う機会、例えば一つの案でございますが、町民ウォーキング等の町の行事の中に参加して頂くような企画が考えられないでしょうか。併せて町当局にお伺い致します。

◇議長 西田 時雄  
教育課長 東 誠君。

◇教育課長 東 誠  
はい、議長。

お答え致します。まず、令和8年2月末現在の外国人住民として、当町の住民基本台帳に登録されている方について申し上げます。総数は67人で、国籍別としてはベトナムが最も多く40人、次いでインドネシアが19人。その他、ネパール等5カ国で8人です。年齢別で申し上げますと、20代が最も多く48人、次いで30代が10人、10代が5人、40代以上が4人です。なお、町内事業所に勤めておられる外国人につきましては、町外からの方もおいでること等から、把握はできておりません。日本語教室でございますなでしこ日本語広場につきましては、令和2年12月議会でも答弁致しましたが、中小企業等人手不足に伴う外国人労働者として本町に在住、又は在勤する外国人が、日本人住民との間でトラブルが生じないように、まず第1にお互いの信頼関係を持つことが肝要であり、そのための機会として、この事業に取り組んでまいりました。具体的には、交流の機会や互いの文化、習慣、そしてマナーを理解し合い、信頼関係を醸成し、住みよい多文化共生社会作りに取り組むことを目的に、令和3年度から令和6年度までの4年間、県国際交流協会の協力も得ながら、文化庁の事業を活用し日本語教室の立ち上げに取り組んでまいりました。この教室を本格的に立ち上げた令和6年度には、名称をなでしこ日本語広場とし、参加しやすいよう職場が休業日である土曜日の午前中に町内の2名のコーディネーターの指導のもと、テキストを使用した日本語の勉強会に加え、町民ウォーキング大会、それから川北まつりの鮎のつかみ取り等、多彩なメニューを交

えて開催しております。そして、町内企業・事業所に勤務するベトナムやインドネシア国籍の人たちが参加しています。そして、令和4年度からは文部科学省の補助事業を活用し、毎月1回の開催としまして、町内の書道教室での書道体験等、日本の文化に親しむ機会も取り入れ、これまで町広報誌にも度々掲載しているところであります。

議員が提案されます外国人との気軽に触れ合う機会につきましては、継続してこのなでしこ日本語広場の参加者に対し、更に積極的に町行事への参加を呼びかける等、交流を通して、互いの文化に触れ合い、秩序ある共生に取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁と致します。

◇6番 窪田 博

議長、6番。

◇議長 西田 時雄

6番 窪田 博君。

◇6番 窪田 博

はい、議長。

ありがとうございました。それでは2点目は、町営住宅の入居状況についてであります。町は、若者の定住化を図るため、町営住宅をこれまで、サンハイム川北・サンハイム橘・サンハイム中島を逐次整備し、新たに昨年2月、サンハイム三反田を整備致しました。町営住宅サンハイム三反田につきましては、建設経緯として、2010年に旧雇用促進事業団から引き継いだ5階建て2棟の建物が老朽化したため、2023年12月に工事を着手し、約14億円の事業費を要

し、このたび整備したところでございます。

ところで、町営住宅の現在の入居状況でございますが、町のホームページを閲覧しますと、サンハイム三反田では2LDK住宅30戸のうち、空室が8戸、3LDK住宅8戸のうち空室が7戸となっております。又、他の町営住宅でも空室が若干見られます。特に、サンハイム三反田は昨年4月にオープンしたものの、3LDK住宅8戸については、1戸しか入居していない状況で、年度末になっても空室が目立つのはなぜでしょうか。要因についてであります。入居の相談があっても、入居要件に合致しないケースが多いのでしょうか。もし、例えば入居要件が厳しいのであれば、他の自治体の公営住宅の家賃等の入居要件をも参考にし、要件の一部を見直しする方法もでございます。一方、応募する方が少なければ応募案内をHPで掲載するだけでなく、入居状況を町広報誌に逐次掲載する等、広報でのPRや募集案内のチラシを配布する等、積極的な営業努力が必要かと思っております。町当局に伺いたいと思っております。

◇議長 西田 時雄

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それではお答えを致します。現在、川北町では、昨年1月に完成を致しましたサンハイム三反田の他、中島、川北、橘の4つの町営住宅の管理を致しております。全158戸のうち、令和8年2月末現在で、約17.7%に当たります28戸が空室と成って

おりますが、直近の1ヶ月では5件の申込みがあり、現在手続きを進めているところでもございます。町ではこの空室を解消するため、町のホームページ、広報誌への募集案内の掲載はもとより、町内の商業施設等にポスターを掲示、更にはサンハイム三反田の壁面に入居者募集の垂れ幕を設置している他、昨年12月にはIRいしかわ鉄道の協力を頂きまして、電車内に中釣り広告に、移住定住支援策と併せて入居募集案内を掲載する等、積極的に取組みを行っております。又、今月中には川北町周辺エリアの方を対象に、新聞折り込みチラシの配布を予定している他、令和8年度予算にはテレビコマーシャルによる募集広告費を計上する等、更なる周知に努めてまいりたいと考えてもおります。今後は可能な範囲で入居要件の見直し、これは大事なんですけども、入居要件の見直しを図る等、入居者の増加に向けた取組みを進めてまいりたいと考えております。

◇議長 西田 時雄  
5番 宮崎 稔君。

◇5番 宮崎 稔  
はい、議長。

3月議会定例会におきまして一般質問の機会を頂きました。2問、分割質問方式でお伺い致します。

1問目は、地域計画を10年後の設計図に仕上げていくための考え方についてお伺いします。地域計画は、10年後、この地域の農地を誰がどこでどのように使っているかを示す農地としての将来像、すなわち設計

図であるとされています。川北町で策定された農地計画についても一定の整理がなされ、公表されたこと自体は評価できるものと考えます。一方で、地域計画は策定して終わりではなく、将来の変化を見据え、実態に即して運用見直しがなされてこそ、その目的が達成されるものと考えます。公表された目標地図を見ますと、現在の農地利用状況を色分けした内容に留まり、将来の農地利用の変化が十分に反映されたものになっていないように見受けられます。今後は、年度毎に具体的な実施計画を示し、年度毎に進捗上、進捗管理と見直しをしていく仕組みが必要ではないでしょうか。又、今後町では、農地転用を伴う工業団地開発も進められ、10年後には一定面積の農地が減少していることが想定されます。これは当該農地を耕作している農家にとって、経営規模や収益に大きな影響を及ぼす問題です。しかし、こうした農地減少の見込みやその影響をどう整理し、どう補っていくのかという視点が現在の地域計画には十分に盛り込まれていないように思われます。又、食料自給率の観点からも、農地を減らすことには限界があります。工業団地の開発は、町の発展にとって重要である一方で、農地と農業をどこまで守るのか、そのバランスを取る議論が不可欠です。地域計画は、農地と農業を守るための計画ではありますが、農業関係者だけで完結するものではなく、土地利用や産業振興等、町全体の計画と連動したものでなければなりません。そこで伺います。現在の農地計画を、将来の農地減少や土地利用転換も含めた真の10年後の設計図として、町としてどのように見直

し、工業化と農地農業のバランスをどう位置づけていくお考えなのか、町長の見解を伺います。

◇議長 西田 時雄

産業経済課長 奥村栄一君。

◇産業経済課長 奥村栄一

はい、議長。

お答え致します。初めに、地域計画等は、農業における計画であり、議員が問われる将来的な町の土地利用のあり方に関しては、町総合計画において基本的考え方や方針を掲載してございます。日本の農業は、高齢化や人口減少により農業者の減少が懸念されていることから、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、従来の人・農地プランが地域計画として位置づけられることになりました。これに基づき、川北町も次の世代へ農地を着実に引き継ぎ、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にするため、令和7年3月31日に地域計画を策定致しました。地域計画は、農地の集約化を促進し、農業の担い手を確保するための重要な手段となります。地域計画の中の目標地図は、地域農業の将来像を視覚的に示すために作成される地図で、おおむね10年後を見据え、農地毎に誰が交錯するかを色分けして示しています。これは地域計画の一部として策定され、農地の権利設定を行うものではありませんが、農地利用の方針や担い手の意向を反映する重要な資料となるものであります。地域計画の目標地図は、あくまでも農業の将来像を描くものであり、不確定な情報を目

標地図に掲載することは却って、地権者や農業者に無用な不安や混乱を招く恐れがあることから、将来的な土地開発等の案件に関しては、町基本構想をベースとしながら、ある程度、信憑性が高まった段階で改めて地域の皆様と協議をし、変更や見直しを行うこととしておりますことを申し上げ、答弁と致します。

◇5番 宮崎 稔

議長、5番。

◇議長 西田 時雄

5番 宮崎 稔君。

◇5番 宮崎 稔

はい、議長。

2 問目は、職員のメンタル不調とハラスメントの未然防止体制について伺います。先月、能美市役所で上司との関係性等を背景に、職員が自ら命を絶つという非常に痛ましい事案が報道されました。報道では、パワーハラスメントが主な原因のように伝えられていますが、第三者委員会の報告書を見ますと、勤怠管理や業務調整が十分でなかったこと、特定の職員に業務が集中していたこと、又、職員の不調を把握しながら支援に繋がれなかった組織体制等、複数の構造的な問題が重なった結果であったことがわかります。この事案は決して一自治体の特別な出来事ではなく、条件が重なれば、川北町役場でも起こりうる、そうした危機意識を持つ必要があると考えます。そこで伺います。本庁では、ハラスメントや時間外勤務、業務量、職員のメンタル不

調についてどのように把握し、是正する仕組みが整えられているのでしょうか。又、ハラスメントの相談窓口や公平委員会の措置要求、公益通報制度について、職員が安心して利用できる実効的な運用がなされているのか。制度が現場で本当に機能しているのかをお聞かせ下さい。更に、上司や同僚が職員の異変に気づいた場合、誰がどの段階で関与し、どのように対応するのか、その流れや役割分担は明確になっているのでしょうか。特定の上司や担当者の判断だけに委ねられていないかが重要だと考えます。併せて管理職の役割は極めて重要です。管理職向けの研修や相談対応の教育問題を1人で抱え込ませない体制作りについて、どのような取り組みを行っているのか伺います。職員を自死に追い込む事態は、組織として決して起こしてはならないものです。問題が深刻化する前に防ぐために、どのように現在の体制を点検し、強化していくのか、町の見解をお伺い致します。

◇議長 西田 時雄

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答えを致します。私も先の能美市のパワハラ自殺報道には大変驚きました。議員ご指摘のように、このような事態は決してあってはならないことだと思っております。

職場におけるパワーハラスメントは、改正労働施策総合推進法によれば、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労

働者の就業環境が害されることをすべて満たすものとし、パワーハラスメント防止のため、相談体制の整備等の雇用管理上必要な措置を講じることが雇用主に義務付けられております。これを受けて、町では、職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱を制定し、ハラスメントの防止並びにハラスメントに起因する問題が発生した場合の対応等に関する必要な事項を定め、快適かつ健全な職場環境の確保を目指しているところでもございます。

平時においては、人事管理を統括いたしております副町長が勤怠管理システムを利用して、全職員の毎日の出退勤状況をチェックし、業務負担の過多等、異変等を発見した際には、すぐに担当部署の所属長に状況確認を行い、未然に問題発生を防止する対策をとるようにいたしております。又、副町長は全職員を対象とした、自己申告書や人事評価調書等を基に、5月に期首面談、10月に期中面談、2月に期末面談を実施し、職員からの要望や不満、悩み等を聞き取り、トラブルや問題を察知した際には、人事異動も含め、早急に対応できる体制を整えております。町の要綱上では、相談窓口は総務課となっておりますが、ハラスメント対策委員会は副町長が責任者となることから、副町長と総務課長、総務課担当職員が相談窓口となり、必要に応じて第三者を含めた対策委員会を立ち上げることといたしております。又一方で、日頃から、職場内コミュニケーションの円滑化を促し、県等が実施するハラスメント対策も含めた職員研修に管理職員を受講させる等、事前の防止策も講じているところでもあります。今後と

も風通しの良い、快適かつ健全な職場環境を確保できますよう、細心の注意を払って人事管理を行い、パワーハラスメントの防止に努めてまいりたいと考えております。

◇議長 西田 時雄  
4番 山田勝裕君。

◇4番 山田勝裕  
はい、議長。

それでは、私の方からも分割質問方式により2点伺いたいと思います。

ひとつ目は中学校部活動の地域移行、最近では地域展開というらしいですけれども、ここではあえて地域移行という言葉を使わせて頂きますが、その地域移行に伴う財政的支援についてであります。中学校部活動の地域移行については、昨年9月議会において質問させて頂き、町の状況を知ることができました。川北町でも一步一步、着実に移行している状況が窺えたところであります。今後、更にその後任地域スポーツクラブの認定を受けたクラブ活動が育つことを期待しています。さてそこで、これまで中学校の部活動では、体育館等の使用はもちろんのこと、用具の支給・大会参加や、上位大会つまり北信越大会や全国大会への参加については、中学校の部活動として町が全面的に費用を負担する体制ができていました。この地域移行については、教育委員会が管轄するジュニアクラブを継承する活動としても、又、中学校部活動の受け皿として、中学生の活動を保障するものであり、様々に発生する費用についても、私は中学校部活動への支援と同様に対応するべ

きだと思っています。これは既に、いわゆる地域スポーツクラブっていうクラブチームですけれども、が、他市町を包括したクラブとして運営していることとは、やや一線を画すのではないかと思います。地域移行に伴うクラブについての財政的支援について、当局の対応をお聞きしたいと思います。

◇議長 西田 時雄  
教育長 西田誠一君。

◇教育長 西田誠一  
はい議長。

お答え致します。中学校部活動の地域展開につきましては、少子化が進む中で、子どもたちが継続してスポーツや文化活動に親しめる環境を維持することが極めて重要です。地域展開され、部活動の教育的意義を継承する活動基盤を持った地域クラブに対し、自治体が認定するものを認定地域クラブと位置づけております。議員も今ほどありましたとおり、これは特定の利益を追求する、いわゆる一般の私設クラブとは一線を画すものです。議員のご質問は、この認定地域クラブへの財政支援についてと拝察いたしますので、その点を踏まえまして、当局の考えを申し上げます。

まず、国の支援状況についてでございます。文部科学省およびスポーツ庁では、令和8年度からの3年間を前期改革実行期間と位置づけ、予算の大幅な拡充を図っております。地域クラブ活動の運営費や指導者の確保、指導体制の構築に向けた自治体への補助制度が順次、見直されているところ

でございます。又、令和7年度補正予算等を含め、経済的理由等による格差を生じさせないための受益者負担の軽減や、指導員の配置支援、用具の保管場所確保といった施設整備への支援もメニュー化されており、国としても地域展開を加速させるための財政基盤を整えつつある状況にあります。

しかしながら、現時点では各補助メニューの具体的な採択要件や、補助対象となる経費の細目等、全容が示されていないのが現状であります。そのため、今後、更に詳細な通知や要領等が示され次第、速やかにその内容を精査し、本町の認定地域クラブが活用可能な支援策を特定し、その上で、町として、支援について設計をしていく考えでございます。

次に、本町における今後の対応についてでございます。議員からご提案がありました、用具の支給や上位大会への参加経費等の支援につきましては、これまで中学校に対し、中学校体育振興助成金や中学校部活動大会輸送費として補助をしてまいりました。中学校部活動が認定地域クラブへ地域展開した後も、これまで果たしてきた活動の保証をいかに継続していくかは、重要な課題であると認識しております。一方で、認定地域クラブにおいては、指導者への謝礼等、新たな経費も発生いたします。先ほど申し上げましたが、これらは国の財政支援の対象となっておりますが、制度活用にあたっては自治体側にも3分の1の公費負担が求められる仕組みとなっております。今後は、国から示される更に詳細な基準に基づき、認定地域クラブの運営に要する経費を改めて精査・算定してまいりたいと思

っています。その上で、これまでの中学校部活動への支援の考えをベースとしつつ、新たな地域展開の形態に即し、実効性のある財政支援のあり方について、速やかに検討を進めてまいりたいと考えております。

地域展開に伴い、運営主体の形態は変わりますが、町の子どもたちの健やかな成長を支えるという町の責務に変わりはありません。活動支援体制を堅持し、さらに発展させるためにも、国の財政支援を最大限に利用しつつ、保護者負担の軽減や持続可能な活動環境の整備に努めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

◇4番 山田勝裕  
議長、4番。

◇議長 西田 時雄  
4番 山田勝裕君。

◇4番 山田勝裕  
はい、議長。

はい、ありがとうございました。移行期間であるということから、まだまだ様々な問題なり課題なりが、具体的に今から出てくるのかなという風に思いますので、保護者なり子供たちが迷わないような、そういう対応をお願いしたいと思います。そのことが川北町のスポーツ活動なり、文化活動にも影響すると思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

2点目は、町職員の資質向上に向けた県外視察等の研修状況について伺いたいと思います。あらゆる組織において、未来に向けての研修は重要に位置づけられていると

ころであります。それぞれの自治体においても、職員の資質向上に向けた研修により、更にその地域、町の活性化に向けた活動が展開されることが期待されると思います。つまり、職員の資質向上は、町の発展に欠かすことのできない要因であると思います。このことは、もちろん我々議員の資質向上、町民から信頼・信用受け止めての活動も重要な活動であると認識しており、我々議員もみずからの資質向上に努めたいと思っています。

さてそこで、川北町におきましても職員の研修で、もちろん自己研鑽・組織研鑽がされていることとは思いますが、県外自治体への視察研修の状況はどのように実施されているのでしょうか。例えば、議会では常任委員会としてテーマを持って県外研修を1年に1回実施しており、実に参考になっています。全国には様々なアイデアを持った施策が行われていることがわかります。その施策には、もちろん財政的な裏づけが必要であり、他県の事業について、川北町にそのまま活用されるというものではありませんが、その県外視察研修を参考に、我々は議会の一般質問に反映したり、町当局への提言に繋げたりしているところです。むしろ議員以上に、県外の全国の自治体の施策のアイデアやその状況を学ぶことは町職員として非常に刺激になるのではと思います。実際に足を運んで、その自治体の関係者から研修を受け、実態を直に見ることは、今後の川北町の発展に大いに参考になるのではないのでしょうか。その現状はどのように成っているのでしょうか。又予算化して、県外視察研修等を予定することがあるので

しょうか。当局の見解をお聞きしたいと思います。

◇議長 西田 時雄  
町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄  
はい、議長。

それではお答えを致します。町では、職員の資質を高めるため、県の自治研修センターが開催をいたします、初任者研修や役職毎の研修、職員としての知識の習得や資質の向上を図る様々な研修、そして、県内外で行われています専門的の研修等、職員が積極的に参加するよう努めております。又、町独自の研修やWebやeラーニングでの研修等、これらを織り交ぜながら職員研修の充実に取り組んでいます。

お尋ねの県外視察等の研修について現在の状況を申し上げますと、地区の協議会や県の各種団体が企画する県外視察研修、社会教育委員やスポーツ推進委員に随行し、参加する県外研修等、町の職員も参加しております。しかしながら、各種団体の県外視察研修そのものが少なくなっている状況や、業務の多忙化により以前に比べますと、県外視察研修に参加する機会は少なくなっていると感じています。山田議員がおっしゃるように、県外視察研修に参加することは、広い視野で先進的な取り組みを学ぶ絶好の機会であり、研修を通じて意見交換を図ることで、職員自身の大きな刺激となり、業務に対する意欲向上、職員の資質向上につながるものと考えてもおります。

職員研修に対する予算は計上してござい

ますので、今後とも、職員に対しては、様々な機会を通じて、県外視察研修に積極的に参加するよう働きかけるとともに、県外視察研修の機会を設けることにつきましても、検討を進めて参りたいと考えています。

昨年 10 月に来町しました和歌山県由良町議会の産建厚生常任委員会の視察研修には、5 名の議員のほかに 3 名の町職員が参加していました。議会の県外視察研修に、町の職員が同行することも機会を設けることの一つでありますので、今後、議会の皆様方とも、相談させて頂きたいと考えております。

◇議長 西田 時雄

これで、一般質問を終わります。

#### 《委員長報告》

◇議長 西田 時雄

日程第 2、議案第 3 号から議案第 25 号及び承認第 1 号を一括議題とします。これから予算決算特別委員長及び常任委員長より、先に付託しました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

◇議長 西田 時雄

予算決算特別委員長、窪田 博君。

◇予算決算特別委員長 窪田 博

はい、議長。

予算決算特別委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。議案第 3 号令和 8 年度川北町一般会計予算、議案第 4 号令和 8 年度川北町国民健康保険特別会計予算、議案第 5 号令和 8 年

度川北町介護保険事業特別会計予算、議案第 6 号令和 8 年度川北町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第 7 号令和 8 年度川北町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 8 号、令和 8 年度川北町簡易水道事業会計予算、議案第 9 号、令和 8 年度川北町工業用水道事業会計予算、議案第 10 号、令和 8 年度川北町農業集落排水事業会計予算、以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここに、ご報告いたします。

◇議長 西田 時雄

総務産業常任委員長、宮崎 稔君。

◇総務産業常任委員長 宮崎 稔

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。承認第 1 号令和 7 年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて、議案第 11 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 12 号特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 19 号、令和 7 年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、議案第 24 号、令和 7 年度川北町簡易水道事業会計補正予算、議案第 25 号、令和 7 年度川北町農業集落排水事業会計補正予算、以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここに、ご報告いたします。

◇議長 西田 時雄

教育民生常任委員長、山田勝裕君。

◇教育民生常任委員長 山田勝裕

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。議案第13号川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第14号川北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号川北町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第16号川北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第17号川北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第18号川北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第19号令和7年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、議案第20号令和7年度川北町国民健康保険特別会計補正予算、議案第21号令和7年度川北町介護保険事業特別会計補正予算、議案第22号令和7年度川北町介護保険サービス事業特別会計補正予算、議案第23号令和7年度川北町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告いたします。

《質疑・討論・採決》

◇議長 西田 時雄

これで予算決算特別委員長および常任委員長の審査の経過並びに結果の報告を終わ

ります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第3号から議案第25号及び承認第1号を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第3号から議案第25号および承認第1号は委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

(起立9名)

起立全員です。ご着席ください。

従って、議案第3号から議案第25号及び承認第1号は委員長の報告の通り可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 西田 時雄

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しましたので、令和8年第2回川北町議会定例会を閉会します。

これにて散会します。

(午前11時4分)